

## 文京区財産価格審議会条例の一部を改正する条例

### 1 改正内容

文京区副区長定数条例（平成19年3月文京区条例第8号）の一部改正に伴い、文京区財産価格審議会の会長について、「副区長」を「総務部を担任する副区長」に改めるとともに、その他規定を整備する。

### 2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第一条 文京区の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し適正な価格及び料金（以下「価格」という。）を評定するため、区長の<u>附属機関</u>として文京区財産価格審議会（以下「審議会」という。）を<u>置く</u>。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げるものに関する価格を評定して答申する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>前三号</u>のほか、特に必要があると認められたもの</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第四条 前条第一号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。<u>ただし、再任を妨げない</u>。</p> <p>（会長）</p> <p>第五条 会長は、<u>総務部を担任する副区長</u>とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（専門委員）</p> <p>第七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を<u>置く</u>ことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第八条・第九条 （略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 文京区の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し適正な価格及び料金（以下「価格」という。）を評定するため、区長の<u>付属機関</u>として文京区財産価格審議会（以下「審議会」という。）を<u>お</u>く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げるものに関する価格を評定して答申する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>前各号</u>のほか、特に必要があると認められたもの</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第四条 前条第一号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。<u>但し、再任をさまたげない</u>。</p> <p>（会長）</p> <p>第五条 会長は、<u>副区長</u>とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（専門委員）</p> <p>第七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を<u>お</u>くことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第八条・第九条 （略）</p>